

新潟市就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第11号

新潟市就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。），就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）及び新潟市認定こども園の要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第4条第1項の申請書には，同項各号に掲げるもののほか，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園のうち，申請に係る認定こども園の類型

(2) 認定こども園の開始予定日

(変更の届出)

第3条 法第29条第1項の規定による届出をしようとする者は，次に掲げる事項を記載した届出書に，変更の内容を確認できる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(1) 設置者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては，その代表者の氏名

- (2) 認定こども園の名称
 - (3) 幼稚園又は保育所等の名称及び所在地
 - (4) 変更する事項及びその内容
 - (5) 変更予定日
- (軽微な変更)

第4条 省令第28条第1号の規定により市長が定める数は、次の各号に掲げる区分に
じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 条例第3条第1号アに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数
- (2) 条例第3条第1号イ(イ)に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数
- (3) 地方裁量型認定こども園 当該認定こども園である保育機能施設の入所定員のうち満3歳以上の幼児の数に100分の5を乗じて得た数

2 省令第28条第2号の規定により市長が定めるものは、子どもの1日の活動内容とする。

(報告)

第5条 省令第29条の規定により市長の定める日は、毎年5月31日とする。

2 省令第29条の報告をしようとする者は、報告書に、認定こども園の運営に関し市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 省令第29条第2号の規定により市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員配置に関する事。
- (2) 職員の資格に関する事。
- (3) 施設の設備に関する事。
- (4) 教育及び保育の内容に関する事。
- (5) 教育及び保育に従事する職員の資質向上等に関する事。

(6) 子育て支援に関すること。

(7) 管理運営等に関すること。

4 省令第29条第3号の規定により市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 教育及び保育の目標並びに主な内容に関すること。

(2) 子どもの1日の活動内容に関すること。

(3) 利用料金に関すること。

(廃止の届出)

第6条 条例第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 設置者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 認定こども園の名称

(3) 幼稚園又は保育所等の名称及び所在地

(4) 廃止予定日

(5) 廃止の理由

(6) 在籍している子どもへの措置

(7) 保護者への説明の状況

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。